

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導資料

(介護予防) 福祉用具貸与事業所

特定 (介護予防) 福祉用具販売事業所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

目 次

I 人員・運営・設備に関する基準について

I 人員・運営・設備に関する基準について
 I-1 サービスの概要及び基本法令等 P 1
 I-2 人員に関する基準 P 5
 I-3 運営に関する基準 P 6

II 介護報酬算定に関する基準について
 II-1 はじめに P 23
 II-2 介護報酬について P 24

III 平成30年度介護報酬改定について P 27

福祉用具貸与・販売の流れについて P 28

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について P 29

自主点検調査 P 31

加算届に必要な添付書類 P 39

I-1 サービスの概要及び基本法令等

(1) 福祉用具貸与・販売とは

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援するため、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与又は販売することをいう。

(2) 事業者の指定とは

福祉用具貸与・販売事業所の開設にあたっては県知事の介護保険法上の事業者指定を受けなければならない（介護保険法第70条・第115条の2）。
 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。

※本手引きにおける表記について

表記	
基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)
予防基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生省令第35号)

居宅サービス等の運営基準

- ①基本方針
- ②人員基準・・従業者の知識、技能に関する基準
- ③設備基準・・事業者に必要な設備の基準
- ④運営基準・・事業目的を達成するために必要な最低限度の運営に関する基準

指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要がある。（設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には指定を受けることはできない。）

なお、福祉用具貸与・販売事業と介護予防福祉用具貸与・販売事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合、「人員基準」「設備基準」に関しては、福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしていれば、介護予防福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしているとみなされる。

(3) 指定居宅サービス事業とは

○介護保険法抜粋○

(指定居宅サービス事業の基準)

第73条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受けける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない

業者は、次条第2項に規定する指定の効果的な支拂の方法に関する基準及び運営に関する基準に従い、要介護予防サービスを提供するとともに、サービスの質の評価を行うことその他サービスを受けける者の立場に立ってこ

業者は、当該指定に係る事業所ごと都道府県の条例で定める員数の当該業者と有しなければならない。
指定予防サービスに係る介護予防のた
び指定介護予防サービスの事業の
の条例で定める。

支援者の人格を尊重するとともに、支援者のため忠実にその職

(4) 指定居宅サ-

【人員・運営・設備

○指定居宅サービス

(平成11年厚生

○指定介護予防サ-

サービスに係る介護

(平成18年厚生省

○指定居宅サービス

(平成11年老企第

【介護報酬の算定】

○指定居宅サービス

(平成12年厚生省

○指定居宅サービス

ス、居宅療養管理

援に要する費用の

ついて(平成12年

○指定介護予防サ-

(平成18年厚生

○指定介護予防サ-

実施上の留意事項

振発 第0317001号、老老発第0317001号)

【その他】

○厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理

(平成3年6月7日厚生省告示第130号)

○消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号

障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉

具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

○厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福

生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る

具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第94号)

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取

12年1月31日老企第34号)

○介護保険における福祉用具の消費税の取扱いについて

日老振第14号)

ける基準

並びに指定介護予防サ

関する基準

ける基準について

是

単(訪問通所サ-ビ
及び指定居宅介護支
実施上の留意事項に

基準

る基準の制定に伴う
発第0317001号、老

